

協定書標準例

- ・ (朱字部分) は、協定作成者の留意事項等であり、実際の協定には記載しません。

富山市 センターの管理運営業務に関する基本協定書

富山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年富山市条例第309号。以下「手續条例」という。)第8条の規定により、富山市 センター(以下「センター」という。)の管理運営業務(以下「管理業務」という。)について、次のとおり基本協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この基本協定は、センターの管理運営に関し必要な事項を定めるものとし、甲及び乙は、この基本協定に従い、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

(指定期間等)

第2条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(管理業務の範囲)

第3条 乙が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (原則として、施設の設置条例のとおり記載すること。施設の設置条例で指定管理者が行うこととなっている業務のうち、実際に指定管理者の業務とするものを記載すること。徴収等の委託についても本条に記載すること。)

(2)

- ・
- ・

2 前項各号に掲げる業務の詳細は、富山市 センター管理業務仕様書に定めるとおりとする。

(この仕様書は、募集に使用した仕様書に指定管理候補者から提案があったもののうち、採用する事項を加えるなどの修正を行い作成すること。)

(使用料の徴収等を委託する場合は、次のように記載すること。)

(使用料の徴収等の委託)

第4条 甲は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第165条の3第1項の規定に基づき、センターの使用料の徴収及び還付に関する事務を乙に委託するものとする。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けたときは、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 前項の規定により乙が管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用負担において行うこととし、乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、第三者に対し、本協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。

(指定管理者の責務)

第6条 乙は、手続条例、富山市 センター条例(平成 年富山市条例第 号)、富山市 センター条例施行規則(平成 年富山市規則第 号)及び関連する法令等を遵守するとともに、センターを常に良好な状態において管理し、施設の効用を最大限発揮できるよう管理業務を行わなければならない。

2 乙は、施設及び施設利用者に事故及び災害が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行った上、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、その状況について、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(管理業務委託料)

第7条 甲が乙に支払う指定期間中の管理業務委託料は、 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)を限度とする。

2 各年度の管理業務委託料は、次の金額を基本とし、各年度の開始前に甲乙協議のうえ定めるものとする。

令和 年度 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)

令和 年度 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)

・

・

3 甲は、前2項の管理業務委託料を、乙が毎年度作成する収支計画書に基づく請求により支払うものとする。

(1/2出資団体と協定を締結する場合は、第6条第3項を次のように記載すること。)

3 甲は、前2項の管理業務委託料を、乙が毎年度作成する収支計画書に基づく請求により支払うものとする。ただし、指定管理期間の各年度に要した管理運営経費の合計額が、指定管理期間の各年度分として支払った管理業務委託料の合計額を下回った場合は、乙は速やかにその差額を甲に返還するものとする。

(利用料金制を採る場合は、次のように記載すること。)

(利用料金制)

第8条 センターの利用料金は、乙の収入として収受する。

2 利用料金は、乙が、富山市 センター条例第 条及び富山市 センター条例施行規則第 条に規定する利用料金の範囲内において、甲の承認を得て定めるものとする。

3 乙は富山市 センター条例第 条及び富山市 センター条例施行規則第 条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(備品等の取扱い)

第9条 甲は別紙「富山市 センター備品一覧表」記載の備品等(以下「備品等」という。)を乙に無償で貸与する。

2 経年劣化又は乙の責めによらない事由による滅失・き損等により備品等を管理業務に供することができなくなった場合、甲は乙との協議に基づき、管理業務に必要と認められる範囲で当該備品等を調達又は購入し、乙に無償で貸与するものとする。

3 乙は、指定管理期間中、備品等を常に良好な状態に保つとともに、甲の定める備品台帳を作成し、これを備え置かなければならない。また、乙は定期的に備品台帳と現物の照合を行い、滅失・き損等が確認された場合は、速やかに甲へ報告し、前項に定める対応を行うものとする。

4 乙は、自己の費用負担等により管理業務に必要な備品類を購入することができる。この場合、購入した備品類の所有権は乙に帰属し、乙は前項に定める備品台帳とは区別してこれを管理するものとする。

(リスク分担)

第10条 管理業務に関するリスク分担については、富山市 センター管理業務リスク分担表のとおりとする。

(管理業務計画書の提出等)

第11条 乙は、毎年度2月末日までに、翌年度の管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した管理業務計画書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、令和 年度の管理業務については、令和 年 月 日までに、同計画書を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 管理業務の概要及び実施時期
- (2) 管理業務の実施体制
- (3) 収支計画書
- (4) 管理業務に必要な諸規定及び非常時の対応体制
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、富山市〇〇センター管理業務仕様書に定めのない、管理業務の改善又はセンターの建物・設備の改修、物品の設置及びセンターの周辺地域における施設整備などについて甲に対して提案を行う場合は、提案の必要性、管理業務において見込まれる改善点その他甲が必要と認める事項を記載した書類(以下「提案書」という。)を毎年度1月末日までに甲に提出しなければならない。

ただし、当該提案の実施に当たり、甲に新たな財政的負担が生ずると見込まれる場合については、乙は毎年度9月末日までに甲に当該提案書を提出しなければならない。

3 乙は、第1項の管理業務計画書を提出した後に、前項の事由以外により計画を変更する必要がある場合は、変更の内容について甲に協議の上、必要に応じて変更後の管理業務計画書を甲に提出しなければならない。

(管理業務報告書の提出)

第12条 乙は、毎月10日までに、前月の管理業務の実施状況、施設の利用状況(指定管理者に徴収等を委託した場合は「及び使用料の収入状況等」と記載し、利用料金制を採る場合は「及び利用料金の収入状況等」と記載すること。)を記載した管理業務報告書を甲に提出しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第13条 乙は、毎年5月末日までに、前年度の管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入状況(該当がある場合のみ)
- (3) 管理業務の経費の収支状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

(管理業務の報告、調査、指示)

第14条 甲は、前3条の規定により提出された計画書及び報告書の内容を審査し、必要な指示を行うことができる。

2 甲は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、乙に対して、管理業務又は経理の状況に関し随時報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

3 乙は、甲から前2項に定める報告要求、調査の申出又は改善指示を受けた場合、速やかにそれ

に応じなければならない。

(帳簿等の保存)

第15条 乙は、管理業務に関する帳簿及び書類等を整備し、常に業務の執行状況を明らかにしておくとともに、帳簿等を会計年度終了の日から5年間保存しなければならない。

(施設の毀損等)

第16条 乙は、故意又は過失により、施設又は設備備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

(不完全履行による管理業務委託料の減額及び損害賠償)

第17条 甲は、乙が管理業務の一部を履行しないとき、又は管理業務の履行が不完全であるときは、管理業務委託料からその不履行又は不完全履行に相当する金額を減額することができる。この場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務等)

第18条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わないこととなった施設及び設備を直ちに原状に回復し、甲に対して本施設及び備品を明け渡さなければならない。ただし、通常の使用における経年劣化及び甲が原状回復を要しないと認めたときは、この限りでない。

(第三者に対する損害の賠償等)

第19条 管理業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、原則として乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(指定の取消等)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対しその状況を確認の上、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第10項の規定による報告の要求、調査又は指示に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(2) この基本協定に違反したとき。

(3) 指定管理候補者として選定しない法人等に該当することとなったとき。

(4) 申請時に提出した書類の内容に虚偽の事項が記載されていたことが判明したとき。

(5) 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

(6) 乙がその責に帰すべき事由により、甲に対し指定解除の申出をしたとき。

(7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

2 乙は、前項の規定により指定を取り消されたときは、違約金として、当該指定が取り消された年度における年度協定に規定する管理業務委託料の100分の10に相当する額を甲に支払わなければならない。

(利用料金制を採る場合は、次のように記載すること。)

2 乙は、前項の規定により指定を取り消されたときは、違約金として、円を甲に
支払わなければならない。

3 第1項の規定により指定を取り消した場合において、甲に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回ったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

4 甲は第1項の規定に基づく指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止により乙に損害が生じて、その賠償の責を負わない。

(業務の引継ぎ)

第21条 乙は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、センターの管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に、甲又は甲が指定した者に対して適正に管理業務を引継がなければならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 管理業務の引継ぎ方法、日時等については、甲と乙が協議のうえ、決定する。

(秘密保持義務等)

第22条 乙が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 乙は、富山市個人情報保護条例(平成17年富山市条例第31号)第9条、第10条及び第56条の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、管理業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関し、富山市 センター管理業務の個人情報の保護に関する取扱い仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

4 乙は、富山市情報セキュリティポリシーの情報セキュリティ基本方針4の規定により、情報資産に関する情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、管理業務を実施するにあたり、情報セキュリティ対策に関し、情報セキュリティ特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(情報公開)

第23条 乙は、富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号)第29条の規定により、情報公開を行うための必要な措置を講ずることとし、乙に対し管理業務の実施に関し乙が保有する情報の公開の申し出があったときは、公開対象となる情報の公開に努めるものとする。

(名称等の変更の届出)

第24条 乙は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、直ちに、その旨を甲に届け出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第25条 乙は、この基本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(基本協定の変更)

第26条 管理業務に関し事情が著しく変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この基本協定を変更することができる。

(年度協定書の締結)

第27条 甲及び乙は、第7条第1項の管理業務委託料及び同条第2項の規定により甲乙協議の上

定められた管理業務委託料並びに第11条の規定により提出された管理業務計画書に基づき、管理業務の適正な執行を期するため、毎年度当初に富山市センターの管理運営業務に関する年度協定書を締結するものとする。

(協議)

第28条 この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、この基本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 富山市新桜町7番38号
富山市長

乙

富山市 センター管理業務リスク分担表

は従分担

種 類	主 な 内 容	負担者	
		市	指定管理者
法制度変更	施設管理業務に要する資格の変更等、指定管理業務に特別に影響を及ぼす法制の変更又は新設		
税制度変更	指定管理業務の内容にかかわらず、全てのものに影響を及ぼす税制の変更又は新設（法人税、固定資産税、事業所税等）		
	上記のうち、消費税及び地方消費税については、変更後の税率に基づく管理委託費を支払うことにより市が当該費用を負担する。		
金利変動			
物価変動	通常は指定管理者の負担とするが、大幅又は急激な物価変動の影響により、管理運営に支障が生じるおそれがあるときは、市と協議する。 （協議対象経費） 燃料費（ガソリン、灯油、ガス等） 上下水道料金、電気料		
政策転換	施設の廃止により指定管理業務の継続が困難になった場合、施設用途の変更により管理業務内容の変更を余儀なくされた場合など		
許認可の取得 遅延	市が取得すべきもの		
	指定管理者が取得すべきもの		
住民及び施設 利用者対応	処分権限を有する指定管理者の行った処分に対する訴訟		
	指定管理業務に対する住民及び利用者からの苦情、要望		
不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による施設の修復及び指定管理業務の継続不能		
	上記の要因により、施設を避難場所等に使用することによる指定管理業務の継続不能		
書類の誤り	仕様書等の市がその内容について責任を負うべき書類		
	指定申請書等の指定管理者がその内容について責任を負うべき書類		
資金調達	市が指定管理者に支払う経費の支払い遅延による損害		
	指定管理者が業者等に支払う経費の支払い遅延による損害		
施設、設備、 備品、資料等 の焼失、滅失、 損傷、盗難等	指定管理者の故意、過失によるもの		
	経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費の年度合計額が次の金額以下のもの（各年度に見込まれる修繕料等の金額とする。） 令和 年度 円、令和 年度 円、・・・ 上記金額を超えることが見込まれるときは、市と事前協議するものとする。		
第三者賠償	施設等の瑕疵により損害を与えた場合		
	指定管理者が施設等に瑕疵があることを知りながら、それを放置したことにより損害を与えた場合		
	指定管理業務により損害(個人情報漏えい、不正利用等による損害を含む。)を与えた場合		
事業の終了	政策転換による指定管理者の撤収費用		
	指定期間の終了、指定の取消による指定管理者の撤収費用		

令和 年度富山市 センターの管理運営業務に関する年度協定書

富山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、富山市 センターの管理運営業務に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第26条の規定により、令和 年度の センター（以下「センター」という。）の管理運営業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり年度協定を締結する。

（管理業務委託料）

第1条 令和 年度の管理業務委託料は、 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 管理業務委託料は、前金払いとする。

3 管理業務委託料の支払い時期及び支払い金額は、次のとおりとする。

令和 年 月 円

令和 年 月 円

・

・

・

（管理業務の内容）

第2条 乙は、基本協定書第 条の規定による令和 年度管理業務計画書に基づき、管理業務を実施するものとする。

この年度協定の締結を証するため、この年度協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年4月1日

甲 富山市新桜町7番38号
富山市
富山市長

乙

1 / 2 以上出資団体との年度協定書標準例
(指定管理期間の開始年度から最終前年度まで)

令和 年度富山市 センターの管理運営業務に関する年度協定書

富山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、富山市 センターの管理運営業務に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第26条の規定により、令和 年度の センター(以下「センター」という。)の管理運営業務(以下「管理業務」という。)について、次のとおり年度協定を締結する。

(管理業務委託料)

第1条 令和 年度の管理業務委託料は、 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)とする。

2 管理業務委託料は、前金払いとする。

3 管理業務委託料の支払い時期及び支払い金額は、次のとおりとする。

令和 年 月 円

令和 年 月 円

・
・
・

(管理業務の内容)

第2条 乙は、基本協定書第 条の規定による令和 年度管理業務計画書に基づき、管理業務を実施するものとする。

この年度協定の締結を証するため、この年度協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年4月1日

甲 富山市新桜町7番38号
富山市
富山市長

乙

令和 年度富山市 センターの管理運営業務に関する年度協定書

富山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、富山市 センターの管理運営業務に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第26条の規定により、令和 年度の センター(以下「センター」という。)の管理運営業務(以下「管理業務」という。)について、次のとおり年度協定を締結する。

(管理業務委託料)

第1条 令和 年度の管理業務委託料は、 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)とする。

2 管理業務委託料は、概算払いとする。

3 管理業務委託料の支払い時期及び支払い金額は、次のとおりとする。

令和 年 月 円

令和 年 月 円

・
・
・

4 乙は、基本協定書第 条第3項ただし書きの規定に基づく差額が発生した場合、概算払いにより支払われた管理業務委託料から、直ちに甲へ返納するものとする。

(管理業務の内容)

第2条 乙は、基本協定書第 条の規定による令和 年度管理業務計画書に基づき、管理業務を実施するものとする。

この年度協定の締結を証するため、この年度協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年4月1日

甲 富山市新桜町7番38号
富山市
富山市長

乙